

## 令和3年第9回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年9月7日（火）午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 3階 3-2・3会議室
3. 出席委員 12（名）

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
欠席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
欠席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
出席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	吉田 俊明

4. 事務局  
鍛冶 孝広  
江本 昭二郎  
門田 純二

## 5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第29号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第30号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第4 議案第31号 農地利用最適化推進委員の選任について(案)
- 第5 議案第32号 非農地証明について
- 第6 報告事項
- 第7 その他

## 6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

## 令和3年 第9回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、12名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第9回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

### 日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、7番：小野委員と8番：椎葉委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

### 日程第2、議案第29号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
申請人：■■■■さんの件について、蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきましては、東九州自動車道椎田インターから西に400m程行った所にある農地です。今回、■■■■さんが所有者の■■■■在住の■■■■さんから売買にて取得し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますのでよろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第29号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第29号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。  
続きまして、議案第29号の2、申請人：[ ]さんの件について、蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきましては、東九州自動車道椎田インターから北に400m程行った所にある農地です。今回、所有者の[ ]在住の[ ]さんが、[ ]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますのでよろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第29号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第29号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。  
続きまして、議案第29号の3、申請人：[ ]の件について、小野委員さんから説明をお願いします。

7番（小野委員） この案件につきましては、本庄の大楠から南に100m程行った所にある農地です。今回、[ ]在住の[ ]さんが[ ]さんから空き家と一緒に売買にて取得し、農地管理を任せるものです。農用地利用計画書、取得農地を3年以上耕作する旨の誓約書も添付しており、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第29号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第29号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

### 日程第3、議案第30号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
議案第30号の1、申請人：[ ]さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

12番（吉田委員） この案件につきましては、築城のJAガソリンスタンド前交差点から東に200m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、第2種区分に該当しますが、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地と考えられます。今回、申請人の[ ]さんが、[ ]在住の[ ]さん他2名から土地を売買・寄付で取得し、進入路及び駐車場を整備するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第30号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第3、議案第30号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。  
続きまして、議案第30号の2、申請人：[REDACTED]さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

12番（吉田委員） この案件につきましては、築城支所から西に50m程行った所にある農地で、以前5条申請で許可相当で許可している案件で、今回店舗建て替えて建物・駐車スペースの位置が変更になったための変更申請になります。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地転用計画変更承認に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第30号の2については、承認相当とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第3、議案第30号の2、農地転用計画変更申請は、承認相当として、県知事に意見を進達いたします。

#### 日程第4、議案第31号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第31号「農地利用最適化推進委員の選任について（案）」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 この件につきまして、農地利用最適化推進委員の選任についてですが、今年3月31日をもって、真如寺の山崎さん、岩丸の浅倉さんの2名が体調不良により退任されました。当初、残り任期1年は欠員のままでということでしたが、山間部の荒廃農地も多く少人数では対応も困難と思われることから、農地利用状況調査までに推進委員の補充をすることといたしました。お手元の資料にありますように、前任者地区の真如寺から有永さん、岩丸から大石さん

の応募・地元からの推薦もあります。

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。  
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 異議等ないようですので、応募のありました大石さん、有永さん2名につきましては農業委員会から残任期間、農地利用最適化推進委員として選任、委嘱状を交付することといたします。

#### 日程第5、議案第32号

議長（蛭崎会長） 日程第5、議案第32号「非農地証明について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 この件につきましては、先月第5条許可申請から施工規則第29条第1項の届出に変更いたしました、XXXXXXXXXXの倉庫の件であります。通常でしたら届出で手続きは終了するのですが、申請者側が地目変更登記を必要とする場合は、非農地証明による申請をするよう注意喚起し、地目変更登記することが望ましい。という県農林事務所および農政局の事務処理方法を確認しております。令和3年8月30日付の非農地証明願の申請地を調査した結果妥当であるということです。

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。  
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。よって、申請人：XXXXXXXXXXさんの非農地証明（願）については、証明書を交付することとします。

#### 日程第6、報告事項

議長（蛭崎会長） 報告事項を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】  
1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約 0件

2. 農業耕作者・管理者名義変更届出 7件
3. 農地法施行規則第29条第1項届出 0件
4. 農地改良行為届出 0件

議長（蛭崎会長） ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和3年第9回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和3年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

7番委員（小野 俊明 委員）：

小野俊明

署名委員

8番委員（椎葉 千亜紀 委員）：

椎葉千亜紀